

番号	契約担当課	契約締結前の情報				契約締結後の情報				
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法
1	学校教育課	勢門幼稚園 園内清掃業務委託	篠栗町大字尾仲875番地(勢門幼稚園)	清掃業務	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥766,590	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
2	学校教育課	勢門幼稚園 草刈・草刈集積運搬業務	篠栗町大字尾仲875番地(勢門幼稚園)	草刈作業	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥285,876	令和7年5月1日から令和7年11月30日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
3	財産活用課	庁舎清掃及び駐車場整理等業務委託	篠栗町中央一丁目地内	駐輪場整理、駐輪場清掃、庁舎駐車場整理、庁舎周辺清掃、庁舎清掃	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥9,960,368	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
4	上下水道課	上下水道量水器検針業務委託(単価契約)	篠栗町給水地区	量水器の検針	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥74/件	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
5	産業観光課	国道201号沿線植栽地草刈業務	篠栗町内	国道201号線沿線植栽地の草刈業務	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥464,156	令和7年6月2日から令和7年11月28日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
6	産業観光課	観光地清掃管理業務委託	篠栗町大字篠栗地内	観光地(メロディー橋、峯尾展望台、五塔ノ滝周辺)の清掃及び維持管理業務	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥239,976	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
7	産業観光課	篠栗九大の森駐車場開閉業務委託	篠栗町大字和田地内	篠栗九大の森駐車場の開閉・施設及び遊歩道確認	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥1,213,779	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
8	産業観光課	生活環境保全林(樹芸の森)管理業務委託	篠栗町大字金出地内	樹芸の森管理	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥2,436,588	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
9	産業観光課	公衆トイレ清掃管理業務委託	篠栗町内	町内公衆トイレ19か所の清掃管理	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥7,359,424	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
10	産業観光課	新吉野公園遊歩道管理業務委託	篠栗町大字篠栗地内	新吉野公園内遊歩道の美化及び管理	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(社福)福岡コロニー	¥386,000	令和7年4月11日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
11	都市整備課	旧焼却場内ゴミ袋管理・納品業務	篠栗町旧塵芥処理場内	旧塵芥処理場倉庫に保管中の指定ごみ袋を毎月2回篠栗町商工会に納品及び在庫整理、新規発注分の倉庫受入業務	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥142,704	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
12	都市整備課	旧塵芥処理場周辺草刈業務	篠栗町旧塵芥処理場内	旧塵芥処理場周辺の草刈	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥351,232	令和7年6月1日から令和7年11月30日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
13	都市整備課	ストックヤード清掃整理・回収業務	篠栗町内	ストックヤードの整理及び分別作業	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,470,600	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
14	都市整備課	資源集団回収時容器類回収業務(単価契約)	篠栗町内資源集団回収場所	資源の整理及び分別作業	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥6,666/1回	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
15	都市整備課	鳴淵ダム公園内美化整備業務	篠栗町大字金出～篠栗地内	鳴淵ダム公園内の除草、剪定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥5,045,655	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

番号	契約担当課	契約締結前の情報				契約締結後の情報				
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法
16	都市整備課	公園砂場点検業務	篠栗町内公園17か所	公園内の砂場点検	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥432,552	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
17	都市整備課	田中公園トイレ清掃業務	篠栗町田中地内(田中公園)	公園トイレの清掃	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥293,160	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
18	都市整備課	旅石公園草刈業務	篠栗町大字篠栗地内	公園草刈、樹木剪定、美化清掃	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥845,152	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
19	都市整備課	町道草刈集積作業業務	篠栗町内	草刈路線 20路線	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	7,713,040	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
20	都市整備課	篠栗駅東側自由通路清掃業務	篠栗駅東側自由通路線	篠栗駅東側自由通路清掃	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	799,920	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
21	都市整備課	西浦公園トイレ清掃業務	篠栗町庄地内(西浦公園)	公園トイレの清掃	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥234,120	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
22	福祉課	障がい者相談支援事業委託	久山町内	「身体障がい児・者」「知的障がい児・者」及びその家族が住み慣れた地域の中で自分らしく生活するために支援し、自立と社会参加の促進をはかる事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(福) バプテスト心身障害児(者)を守る会	¥2,291,100	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
23	福祉課	障がい者相談支援事業委託	志免町内	「身体障がい児・者」「知的障がい児・者」及びその家族が住み慣れた地域の中で自分らしく生活するために支援し、自立と社会参加の促進をはかる事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	特定非営利活動法人 マインドリカバリー	¥1,287,150	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
24	福祉課	地域活動支援センター(I型)事業委託	志免町内	精神障がい者に対する相談・自立及び社会参加への支援を目的とした相談支援事業及び地域活動支援センターを総合支援法に基づいた事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	特定非営利活動法人 マインドリカバリー	¥2,730,300(非課税)	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
25	福祉課	地域活動支援センター(Ⅲ型)事業委託	粕屋町内	障がい者の自立及び社会参加への支援事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(福) 福岡あけぼの会	¥3,273,000(非課税)	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
26	福祉課	障がい者等緊急受入事業委託(単価契約)	久山町内	障がい者等を養護している者が疾病等の理由により自宅で養護することが困難になった場合又は障がい者等が虐待を受けている場合の一時的な受け入れ先を確保する事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(福) 正樹福祉会	障害区分あり: ¥52,478/1日 障害区分なし: ¥56,425/1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
27	福祉課	障がい者等緊急受入事業委託(単価契約)	篠栗町内及び久山町内	障がい者等を養護している者が疾病等の理由により自宅で養護することが困難になった場合又は障がい者等が虐待を受けている場合の一時的な受け入れ先を確保する事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(福) 玄洋会	障害区分あり: ¥52,478/1日 障害区分なし: ¥56,425/1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
28	福祉課	障がい者等緊急受入事業委託(単価契約)	篠栗町大字若杉地内	障がい者等を養護している者が疾病等の理由により自宅で養護することが困難になった場合又は障がい者等が虐待を受けている場合の一時的な受け入れ先を確保する事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第2四半期	(福) 福沢会	障害区分あり: ¥52,478/1日 障害区分なし: ¥56,425/1日	令和7年8月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
29	社会教育課	総合運動公園グラウンド等管理業務委託	篠栗町大字若杉地内(篠栗町総合運動公園)	グラウンドの管理、草刈り、剪定及び側溝等の清掃	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥6,207,908	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
30	社会教育課	総合運動公園トイレ清掃業務委託	篠栗町大字若杉地内(篠栗町総合運動公園)	トイレ5か所の清掃	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥1,775,760	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

番号	契約担当課	契約締結前の情報				契約締結後の情報				
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法
31	社会教育課	総合センター施設清掃業務委託	篠栗町中央一丁目地内(クリエイト篠栗)	清掃、汚物、廃棄物の処理、給排水設備の清掃、備品の清掃及び整理	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥5,420,569	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
32	社会教育課	総合運動公園除草作業業務委託	篠栗町大字若杉地内(総合運動公園)	園路等における環境美化業務(除草、清掃)	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥3,551,040	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
33	社会教育課	町民体育館受付管理業務委託	篠栗町大字尾仲地内(町民体育館)	受付業務及び施設内外の清掃等	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,698,419	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
34	社会教育課	合併50周年記念体育館及び武道館受付管理業務委託	篠栗町中央四丁目地内(合併50周年記念体育館・武道館)	受付業務及び施設内外の清掃等	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥4,782,855	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
35	社会教育課	合併50周年記念体育館及び武道館清掃業務委託	篠栗町中央四丁目地内(合併50周年記念体育館・武道館)	清掃業務	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥639,936	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
36	社会教育課	社会体育館清掃業務委託	篠栗町津波黒三丁目地内(社会体育館)	フロア及びトイレ清掃	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥639,936	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
37	社会教育課	総合運動公園貸出受付業務委託	篠栗町大字若杉地内(総合運動公園)	夜間及び休日の施設貸出受付業務及び巡回等	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	¥6,134,942	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)